

# 耐震診断・改修計画の評定手続きの流れ

公共建築物の耐震性能を確保するため、耐震性能判定委員会を設置し、耐震診断・耐震改修計画の評定を行います。

当委員会は、協定により東京都が行う耐震改修計画の認定（\*）にかかる審査のための専門機関となっています。

（\*）建築物の耐震改修の促進に関する法律、第8条第1項の規定に基づく耐震改修計画の認定

